

認可外保育施設の届出について

I 届出書の提出が必要な認可外保育施設

施設の設置者は、児童福祉法第59条の2の規定により事業の開始の日から1月以内に「認可外保育施設設置届出書」を提出しなくてはなりません。

【届出対象施設の種別】

① 夜間保育施設

午後8時から午前7時までの全部又は一部の時間帯に開設しているもの。24時間開設しているものも含む。

② 一時預かり施設

午前7時から午後8時までの全部又は一部の時間帯に開設しているもので、利用者の半数以上が一時預かり事業であるもの。（一時預かり＝月極等の継続的な利用形態でないもの。）

③ 居宅訪問型保育施設

乳児・幼児の自宅において保育を行うもの。

④ 事業所内保育施設

事業主が雇用する労働者の児童を預かる施設又は保育を委託する施設。

⑤ 病院内保育施設

事業所内保育施設のうち、医療機関に設置される施設。

⑥ 幼稚園併設施設

幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施しており、余裕教室や敷地内の別の建物など在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているもの。

⑦ 一般認可外保育施設

上記6つに該当しないもの。（午前7時から午後8時までの全部又は一部の時間帯に開設しているもので、利用者の半数以上が月極等の継続的な利用形態にあるものなど。）

2 上記Ⅰ以外の認可外保育施設

上記「Ⅰ届出書の提出が必要な認可外保育施設」以外の施設の設置者は、**「認可外保育施設設置報告書」**を提出してください。

【上記Ⅰ以外の施設の種別】

① 店舗内保育施設

店舗その他の事業所において、商品の販売または役務の提供を行う事業者が、商品の販売または役務の提供を行う間に限り、その顧客の児童を保育することを目的として設置する施設。

② 親族間等の預かり合い

設置者の4親等内の親族またはこれに準ずる密接な人的関係を有するものを対象とするもの。

③ 臨時設置保育施設

半年を限度として臨時に設置されるもの。

④ 保育機能施設

認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設。

企業主導型保育事業について

平成28年度に新設された制度。

- ・ 企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、運営費や施設整備については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われる。
- ・ 当該事業を行うには、県への届出が必要。
- ・ 利用対象者は、自社等の従業員が利用する『従業員枠』、地域の住民等が利用する『地域枠』を設けて運営することが可能。

3 届出方法等

所定の**「認可外保育施設設置届出書」**または**「認可外保育施設設置報告書」**に必要事項を記入の上、施設の所在する市役所や町村役場に提出してください。

※ 届出書、報告書は群馬県ホームページからダウンロードできます。

令和6年度に係る連絡事項について

1 認可外保育施設指導監督実施要綱、指導監督基準の改正について

国の指導監督基準に改正があったため、県の実施要綱と指導監督基準を改正する予定です。近日中に改正内容を通知しますので、お手元に届きましたらご確認をお願いします。

2 令和6年度認可外保育施設の運営状況報告について

例年のお願いとなりますが、今年も運営状況報告書を提出していただく時期となりました。近日中に提出依頼の通知をメールで発出しますので、期限内の提出にご協力をお願いします。

3 メールアドレスの報告について

今年度、施設あての通知や連絡は、原則メールで送付します。

- ・ これまで県からの通知を紙媒体で受領していた施設
- ・ 最近、県からのメールが届いていない施設

につきましては、メールアドレスの報告をお願いします。※居宅訪問型保育施設も含む
国や県からの通知や補助金の案内など、大切なお知らせを周知しますので、ご協力をお願いします。

○メールアドレスの報告先

こども・子育て支援課 保育係 (kosodateka◆pref.gunma.lg.jp) ※◆は@に置き換えてください

○報告内容

- ・ 件名は「認可外保育施設のメールアドレス報告(〇〇)」※〇〇は貴施設名を入力してください
- ・ メール本文に、貴施設のメールアドレス(パソコン上で閲覧できるもの)を記載してください(メールベタうちで構いません)

※既にメールが受信できている施設は報告不要ですが、変更があった場合はご報告ください。